

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

別添に示す接続形態を別表2に追加する。

附 則（平成23年9月30日東相制第11-0080号）

この改正規定は、平成23年9月30日から実施します。

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
161-34	当社	中継事業者	端末系事業者

番号	第2表(参考)	第3表	第4表
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
D8	中継事業者 (サービス制御事業者)	中継事業者 (サービス制御事業者)	中継事業者 (サービス制御事業者)